人材となるよう育成していく必要がある。例えば、養豚農家は、生産者団体による教育機会の提供などを通じて後継者や従業員のスキルアップを図るほか、養豚農家同士で情報を共有することにより、経営・飼養管理能力の向上に努める。

また、人材確保のためには、休日の取りやすい職場環境整備も重要であり、省力化機械の導入やグループ生産システムの導入を図る。

外国人材については、令和６年６月に公布された出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）等の一部改正法により、人材確保・育成を目的とした育成就労制度が創設されることから、その活用を進めるためにサポート体制の充実を図る。

6　経営安定対策の実施

養豚経営については、豚価の下落や資材費の高騰等が収益性に及ぼす影響等を緩和することにより、養豚経営の安定を図ることを目的として、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）に基づき、肉豚経営安定交付金制度が設けられている。意欲ある養豚農家が安心して養豚経営を継続・発展させるため、本制度を適切かつ確実に実施する。

また、配合飼料価格の高騰に対しては、配合飼料価格安定制度による激変緩和が図られるよう、本制度の適切かつ安定的な運用に努める。

さらに、災害による損失補塡に対しては、家畜共済制度（種豚・肉豚）の普及を推進する。

7　災害への備え等の推進

雪害、暴風等の災害の対応として、畜舎や堆肥舎の整備に当たっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）や畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和３年法律第34号）を遵守しつつ作業員の安全を確保できる強度を確保するとともに、保険加入の推進を図る。

また、養豚農家は、大規模・広域災害が発生しても、豚の飼養が継続できるよう、事業継続計画（ＢＣＰ:Business Continuity Plan）の策定や飼料や水、エネルギーの確保などについて、日頃から備えを充実させる。

8　暑熱対策の推進

地球温暖化が進展する中で、その影響に適応していく必要がある。例えば、猛暑による繁殖・肥育成績の低下への対策として、近年の夏の気候を考慮した適切な換気や送風ファンやクーリングパッドなどの冷房装置の設置を推進する。

三　国内由来飼料の利用の増進に関する事項

1　耕畜連携による国産飼料の利用の促進

飼料や飼料を生産するために用いる化学肥料は海外への依存度が高く、その価格は国際情勢に左右されやすいものであることから、可能な限り国内で賄うことが重要である。このため、地域において、耕種農家の生産した国内由来飼料を畜産農家が利用し、家畜排せつ物に由来する堆肥を農地に還元する取組である「耕畜連携」を引き続き推進する。

なお、耕畜連携による国産飼料の増産のためには、飼料作物の収穫作業等を受託するコントラクターなど飼料生産組織の強化が重要である。飼料生産組織による農地の利用集積、高性能機械やスマート農業技術等の活用や専門技術者の作業を通じて、飼料生産作業の効率化や単収の増加が見込まれることから、その規模拡大等を支援する。

耕畜連携を進めるためには、近隣に畜産農家が少ない耕種農家に対してもニーズに合った高品質な堆肥の生産・流通を促進していく必要があることから、堆肥の高品質化や広域流通が可能となるペレット化等に必要な施設等の整備を図る。

2　国内由来飼料等の提供者に関する情報の提供

飼料自給率の向上や循環型社会の形成に向けて、国内由来飼料の利用を引き続き推進する取組が必要である。

国内由来飼料の利用を推進するためには、耕種農家との連携により、これまで直接の取引が無かった場合も含め、国内由来飼料の生産側と養豚農家等の畜産側の要望を結びつけることが重要である。

このため、行政や関係団体等の連携、協力により、双方の要望を取りまとめ、需給のマッチングを図るなど、取引を円滑に進めるための取組を推進する。

関係団体等による情報提供も活用して、エコフィードの供給者や食品残さの排出者（食品加工業者、小売店等）と、養豚農家との取引の円滑化を推進する。

3　飼料製造業者等による国内由来飼料の生産の促進

（１）飼料用米

養豚農家が、直接飼料用米を生産者と取引する場合以外でも、飼料用米の安定的な供給を受けられるよう、また、栄養調整された飼料の活用ができるよう、配合飼料製造業者等は、飼料用米の生産者等と連携し、飼料用米を栄養価や機能性、国産飼料としての価値に見合った価格で調達するとともに、それを活用した配合飼料等の供給体制の整備を図る。

（２）エコフィード

食品ロス削減の取組により食品残さが減少等している中、エコフィードの製造数量は減少傾向で推移しているものの、エコフィードの利用は、飼料コストの削減及び環境負荷低減のために有効な取組である。

エコフィードの継続的な生産・利用を促進するため、国及び地方公共団体は、食品残さの排出者（食品加工業者、小売店等）に対して、エコフィード利用の意義、必要性や安全性の確保について普及・啓発をすることにより、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（令和７年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第１号）に基づく再生利用の優先順位を踏まえ、地域の需要や経済的条件を考慮した上で、可能な限り食品残さの飼料化を選択し、飼料化に適した分別・管理を行うよう促す。

エコフィードを継続的に生産するため、食品残さの飼料化事業者は、肉と接触した可能性がある食品残さからエコフィードを製造する場合には、加熱処理の製造基準を遵守する必要があること等、飼料としての安全の確保等に関する